

三重とこわか国体鳥羽市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市医事・衛生基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

食品衛生対策は次の各号に掲げるものとする。

(1) 食品衛生意識の普及啓発

飲食物による事故の発生を防止するため、国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国体参加者」という。）及び一般観覧者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

(2) 食品取扱施設等への監視・指導

食品取扱施設等に対する監視・指導を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの徹底を図る。特に、国体参加者の宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場の食品販売店に対しては、重点的に監視、指導を行う。

(3) 食中毒発生時の対応

国体参加者に食中毒患者が発生した場合は、保健所等、関係機関が迅速に対応できるように連絡体制を整備する。

4 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。